

建設業退職金共済への加入について

1. 建退共制度とは何か？

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、昭和39年10月に中小企業退職金共済法の改正によって、退職金制度に恵まれない建設現場で働く労働者の福祉対策の一環として設けられた国の制度です。

2. 加入の義務は？

法律上、事業主は建退共制度への加入の義務はありません。しかし、「牛久市工事検査要綱 第8条第3項」で、茨城県土木部建設工事検査要領に規定する検査の基準等を準用すると明記されています。これにより、「茨城県建設工事施工適正化指針 第3章第1（4）」による、建退共制度（掛金収納状況）の報告義務があります。結論を言うと事業主は建退共制度へ加入をしないと、報告できないことになるので、加入は必須であると捉えてもらいたいです。
※牛久市建設工事施工適正化指針（6. 建設労働者の雇用条件などの改善⑨）も上記内容と同様です。

3. 建退共制度のメリットは？

- ・安全確実かつ簡単
（退職金は、国で定められた基準により確実に支払われ手続きも簡単。）
- ・通算制度
（雇用される事業主を替えても、それぞれの期間全部が通算される。）
- ・掛金の補助
（新たに共済制度に加入した従業員について、「建設業退職金共済手帳」が最初に交付される際、共済証紙50日分が国から補助される。）
- ・掛金は損金扱い
（法人では損金、個人企業では必要経費として扱われる。）
- ・入札に有利
（公共工事の入札に参加するための経営事項審査において、建退共制度に加入している場合には、客観的、統一的評価の対象として加点評価される。）
- ・加入者還元サービス
（建退共と連携しているホテル、旅館、レンタカーなどが割引料金で利用できる。）

4. 対象となる工事は？

- ・ 1 件の請負代金が 5 0 0 万円以上の建設工事。
- ・ 様式は『建設業退職金共済事業証紙標準購入状況報告書』を使用する。
(下記参照)
- ・ 報告 (提出) 先は、発注担当課の監督職員。
- ・ 報告 (提出) 期限は、契約締結日から 3 0 日以内。
- ・ 証紙受払いの履行状況について、竣工検査で確認。

5. 詳しくは

建退共茨城県支部
 〒 3 1 0 - 0 0 6 2
 茨城県水戸市大町 3 - 1 - 2 2 茨城県建設センター内
 TEL : 0 2 9 - 2 2 1 - 5 1 2 6
 FAX : 0 2 9 - 2 2 5 - 1 1 5 8
 HP : <http://ibaken.or.jp/kentaikyo/kentaikyo01.html>

(様式)

		年 月 日	
発注者		殿	
		住 所 請負人 商 号 代表者	
		印	
建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書			
工事番号			
工事名			
契約年月日	平成 年 月 日	契約金額 (税抜き)	円
標準 購入	建築 契約 × 2.5	円	共済証紙購入額 (うち下請人購入額)
	工事 金額 1,000		
	土木 契約 × 3.5	円	共済証紙購入率 共済証紙購入額 × 1000 契 約 金 額
工事 金額 1,000			
共済証紙購入額が標準購入額を下回った理由			
の り し ろ	掛金収納書 (発注官公庁等用) 貼付欄		